

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA会社に採用され、同日付けでB会社C工場（以下「事業場」という。）に出向となり、製造ラインオペレーターとして食用油の充填、包装業務の工程管理等に從事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日に失踪した後、同年〇月〇日にD駐車場内の自家用車両内で死亡しているところを警察により発見された。死体検案書には、死亡日時「同年〇月〇日午前〇時頃（推定）」、直接死因「急性一酸化炭素中毒」、直接死因の原因「練炭の不完全燃焼」と記載されている。

請求人は、被災者は上司によるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）や労働環境の悪化などにより自殺に至ったとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者は死亡前に精神障害を発病していたとは認められず業務上疾病に該当しないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者に精神科等への受診歴がないことや精神障害の発病をうかがわせるまたは推定させるような身体的症状や精神的症状は認められないとして、被災者は精神障害を発病していないものと判断している。

当審査会としても請求人の申述、事業場関係者の申述等から、被災者の健康状態は良好で、失踪に至るまでに欠勤するなど特に変わった様子は認められないことから、専門部会の上記意見は妥当であると判断する。しかしながら、請求代理人は、「上司とのトラブル」等により被災者が平成〇年〇月頃から精神障害を発病している旨を主張するので、被災者が仮に同月頃に精神障害を発病していたとして、念のため以下、検討する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき、検討する。

(3) 請求代理人は、被災者の抗議文を根拠に上司であるEの被災者に対するパワハラを主張している。この点について、事業場関係者からの聴取書をみると、

Eが大声で怒鳴ったりきつく指示する状況は認められるものの、それは被災者のみに集中して向けられたものではなく、Eが事業場の品質管理責任者という立場から発したものであると認められ、いじめや嫌がらせとまでは認められない。したがって、当審査会としては、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当するものと判断する。この出来事の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、決定書理由第2の2の(2)のエにも説示されているように、周囲から客観的に認識されるような対立は認められず、業務指導の範囲内である叱責を受けたものと評価し、事業場内において被災者への支援協力がなかったことを考慮しても、心理的負荷の総合評価は「中」程度と判断する。

また、請求代理人は、被災者の上司であるFの不倫相手とされるGが、職場でやりたい放題となっており、労働環境悪化のしわ寄せが被災者にのしかかっていた旨も主張する。しかしながら、事業場関係者からの聴取書からは、Gが被災者の指示に従わないなど具体的な業務への支障は認められず、被災者との直接のトラブルも認められない。当審査会としては、被災者とGとの間に業務をめぐる客観的なトラブルは認められないものと判断し、心理的負荷となる出来事として評価できないものとする。

以上のとおり、被災者が精神障害を発病したものとして、念のため検討してみたが、被災者の業務による心理的負荷の評価は「強」に至らないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。